

《劍淵町農商工業新規就業奨励金支給事業》

[目的]

町内で新たに農業及び商工業に就業した方に対して、奨励金を支給し、農業及び商工業を支える担い手の確保と定着を図ることを目的としています。

[対象者]

対象者は、町内に住所を有し、別表に掲げる要件を満たす方

農 業	<p>1. <u>就農時の年齢が満45歳未満で、5年以上就農が見込まれること。</u></p> <p>2. 専ら農業生産に精励する者であること。</p> <p>3. 次のいずれかにより新規就農した者であること。</p> <p>(1) 町外から新規参入により町内で就農する者</p> <p>(2) 町内出身者であって、新規学卒又はUターン等により後継者として町内の親元に就農する者</p> <p>(3) 町内の農業生産法人等の構成員として就農する者</p>
商 工 業	<p>1. 開業又は就業時の年齢が満45歳未満で、5年以上就業が見込まれること。</p> <p>2. 専ら商工業の生産販売に精励する者であること。</p> <p>3. 次のいずれかにより新規就業した者であること。</p> <p>(1) 町外から新規参入により町内で開業する者</p> <p>(2) 町内出身者であって、新規学卒又はUターン等により後継者として町内の親元に就業する者</p> <p>(3) 町内の商工業に係る会社法人等の構成員として就業する者</p>

[支給額]

■対象者に配偶者がいる場合：1月あたり 3万円

■対象者に配偶者がいない場合：1月当たり 2万円

[支給期間・時期]

(1) 支給期間：就業の月から3年間

(2) 支給月：4月及び10月の年2回

[例えば]

■4月に就業した場合

4月から9月までの6か月分を、4月に支給します。

10月には、10月から翌年3月までの6か月分を支給します。

■10月に就業した場合

10月から翌年3月までの6か月分を、10月に支給します。

(3) 支給方法：原則口座振込です。

※初回のみ、町長から直接奨励金をお渡しします。

〔申請及び状況報告〕

(1) 申請

申請書には、「就業の形態」「農業又は商工業を始めようと思った理由」「将来の経営目標」などを記載していただきます。

(2) 状況報告

就業後の状況を確認するため状況報告書（「1年間就業した感想」「翌年度に向けた課題」など）を、支給開始の年から5年間、毎年提出していただきます。

〔支給停止及び取消し〕

次に該当した場合、該当となった翌月から支給停止となります。

ただし、支給停止後、就業を再開した場合は再申請することにより、残月数分の支給を受けることができます。

(1) 一時的に就業を継続できなくなったとき。

(2) 支給期間中に就業を中止したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により支給を受けたと認められたとき。

〔返還〕

次に該当した場合、既に支給された奨励金の全部又は一部返還することになりますので、お気をつけください。

ただし、受給者が、病気や災害等やむを得ない事情であると、町長が認めた場合は除きます。

(1) 支給期間中に就業を中止したとき。

(2) 新規就業から5年以上就業を継続しなかったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により支給を受けたと認められたとき。

〔申請の手続き及び問い合わせ先〕

次の担当課（窓口）で、手続きをお願いいたします。

また、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

■農業者 …… 農業振興センター（農林課農林グループ・農業担い手担当）

電話 34-3311

■商工業者 …… 町づくり観光課（商工担当）

電話 34-2121（内線 222）

農商工業新規就業奨励金支給申請書

平成 年 月 日

劍淵町長 様

住所  
氏名  
生年月日

印

劍淵町農商工業新規就業奨励金支給事業要綱第5条の規定により、農商工業新規就業奨励金の支給を受けたいので申請します。

記

1 就業を開始した日	平成 年 月 日
2 就業を開始した所の住所	
3 就業の形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就業（就業先 _____）
4 就業した者の氏名	氏 名 _____ 配偶者の有無 有（ _____ ） ・ 無
5 農業又は商工業を始めようと思った理由	
6 将来の経営目標	
7 奨励金の振込口座	別紙のとおり

※「6 将来の目標」は、就業を開始するにあたって、概ね10年後にどのような経営をめざしたいか、できるだけ具体的に記載すること。（例～経営地の拡大（20ha→30ha）、経営の多角化（野菜の作付拡大）、販路の拡大、地場農産物を使った商品の開発・販売など）